

# 病院・診療所

各種申請・届出の手続一覧表 ※麻向法：麻薬及び向精神薬取締法 令和2年11月 現在

事例	提出書類の名称	手数料	備考	関係条文
免許証関係	麻薬を取扱いたいとき	麻薬〔施用・管理・研究〕者免許申請書	各 3,900 円	麻向法第 3 条
	免許証の記載事項に変更が生じたとき	麻薬取扱者免許証記載事項変更届		15日以内に届出 麻向法第 9 条
	免許証亡失・毀損等したとき	麻薬取扱者免許証再交付申請書	2,700 円	15日以内に申請 麻向法第 10 条
	免許有効期間中 ・麻薬の取扱いをやめたとき ・麻薬取扱者が死亡したとき ・県外転勤したとき	麻薬取扱者業務廃止届		15日以内に届出 麻向法第 7 条
	免許の有効期間が満了したとき、亡失した免許証を発見したとき	麻薬取扱者免許証返納届		15日以内に届出 麻向法第 8 条 麻向法第 10 条第 2 項
所有麻薬関係	麻薬診療施設でなくなったとき	麻薬所有届		15日以内に届出 麻向法第 36 条第 1 項
	麻薬診療施設でなくなったときに所有する麻薬を譲渡するとき	麻薬譲渡届		廃止した日から 50日以内に譲渡 譲渡日から 15日以内に届出 麻向法第 36 条第 3 項
	麻薬管理者が交代したとき等	麻薬引継報告書		廃止届に添付
	麻薬処方箋により調剤された麻薬（患者からの返却分等）を廃棄したとき。ただし、一部施用した注射剤を除く。	調剤済麻薬廃棄届		廃棄した日から 30日以内に届出 麻向法第 35 条第 2 項
	破損、盗取、所在不明等	麻薬事故届		速やかに届出 麻向法第 35 条第 1 項
	不良、期限切れ等に伴う残麻薬等の処理	麻薬廃棄届		その都度あらかじめ届出 麻向法第 29 条
報告関係	麻薬年間報告		毎年 11 月 30 日までに届出 麻向法第 48 ～ 49 条	
麻薬中毒関係	医師が麻薬中毒者であると診断したとき	麻薬中毒者診断届		速やかに届出 麻向法第 58 条の 2 第 1 項
	がん等疾病治療のための麻薬連用により麻薬中毒者と診断	麻薬中毒者診断届（末期疾病患者）		速やかに届出 麻向法第 58 条の 2 第 1 項
	死亡、転院等のとき	麻薬中毒者転届（末期疾病患者）		速やかに届出

提出部数等 業務所所在地が和歌山市の場合、薬務課へ 1 部提出。

業務所所在地が和歌山市以外の場合、県立保健所へ 2 部（1 部は写し可）提出。ただし調剤済麻薬廃棄届は県立保健所へ 1 部